

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る供給条件
(高圧で電気の供給を受ける場合)

令和5年1月1日実施

株式会社 しおさい電力

1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件(以下「本供給条件」といいます。)は、電気需給約款(以下「約款等」といいます。ただし、当該約款等が変更された場合は、変更後の約款等を用います。)にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

この供給条件は、2023年2月分の託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等以下「計量期間等」といいます。)の始期から2023年10月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、電気供給約款の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金の特別措置

当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客様の電力量料金は、約款等の定めにかかわらず、約款等によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 燃料費調整単価の特別措置

(1)2(適用期間)に定める適用期間における、当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客様の燃料費調整単価は、電気需給約款(第6条燃料費調整額)(1)bにかかわらず、次の計算式によって算定された値とします。

燃料費調整単価 = (2)基準燃料費調整単価 - (5)特別措置の燃料費調整単価

(2)基準燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - (3)\text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(4)の基準価格}}{1,000}$$

(3)基準燃料価格は、次の通りといたします。

基準単価	44,200 円
------	----------

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料単価が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	22 銭 4 厘
-------------	----------

(5) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりいたします。

	2023 年 2 月分の計量期間等の始期から 2023 年 9 月分の計量期間等の終期まで の期間	2023 年 10 月分の計量期間等
1キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

6 その他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。